

「平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」 に対する意見

基本的な考え方

意見 1 集中復興期間と同様の特例的な制度と財政支援の継続を求めます

意見 2 自治体のマンパワー不足（任期付職員等）に対する支援の継続を求めます

国の方針により地方負担の導入が避けられない場合

意見 3 事業の性格・実態・進捗に即して区分の見直しを求めます

意見 4 自治体負担を導入する場合は、最も財政基盤が弱い自治体を基準にするよう求めます

平成27年5月26日

宮城県知事 村井 嘉浩

- 被害が大きかった地域ほど人員不足や、困難な調整に直面して、復興まちづくり事業等に遅れが生じており、被災規模の大きな自治体に、負担を求めることは不公平。
- 僅かな地方負担でも、震災により財政力が低下している自治体への影響は大きい。
- 既に被災自治体は補助対象以外を単独事業で補うなど、多額の地方負担を強いられているのが実態であり、これ以上の負担は受け入れがたい。
⇒ 復興が本格化する中で、地方負担が導入されれば復興の妨げになる

応急仮設住宅等入居者数 **69,587人** (平成27年4月30日時点)

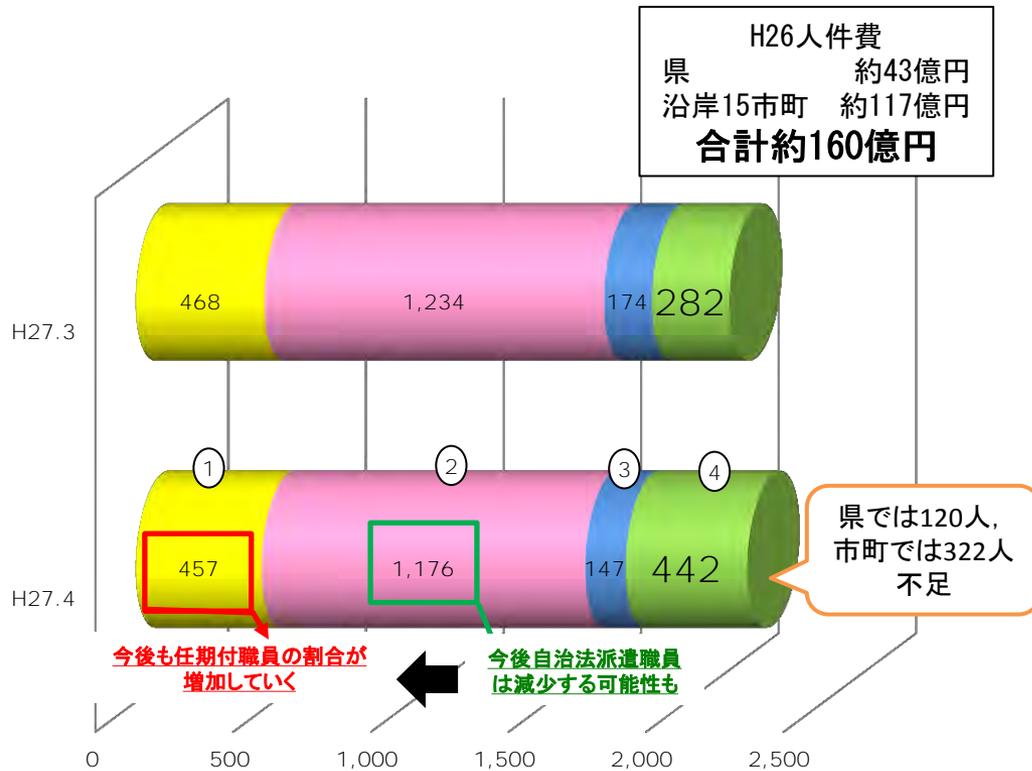
復興まちづくり、住宅再建、生業の場の再生など
被災地の復興はまだまだこれから

被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで
集中復興期間と同様の特例的な制度と財政支援の継続 が必要

自治体のマンパワー不足（任期付職員等）に対する支援の継続を求めます

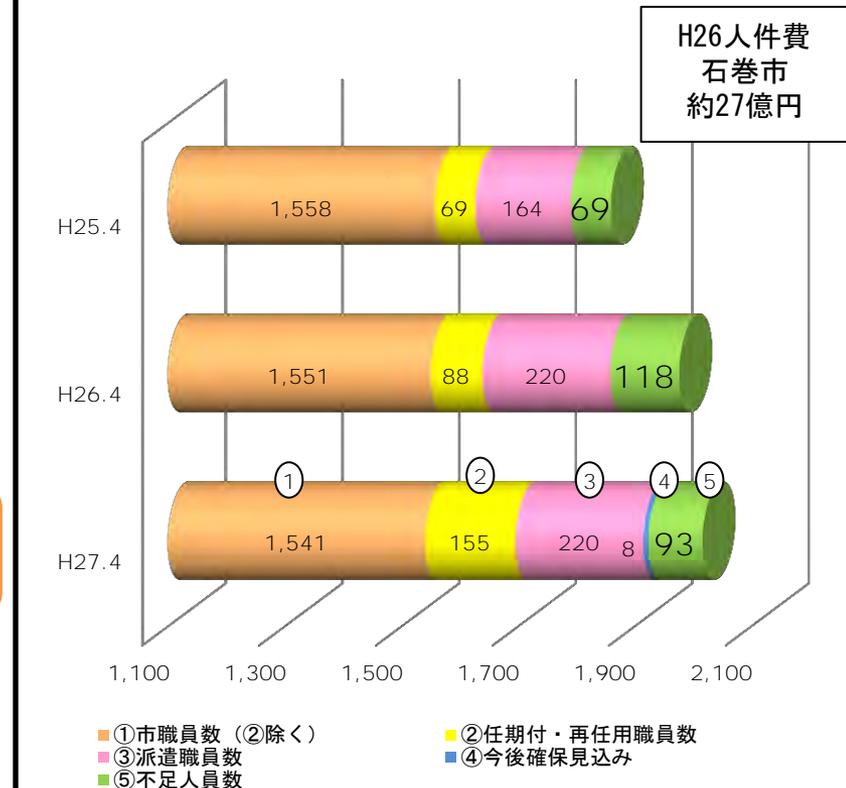
- ・派遣職員や任期付職員等の人件費は、県と被災市町合わせ約160億円にのぼり、今後も増加するものと思われることから、引き続き、全額国費負担とする必要がある。
- ・他自治体から派遣される職員は、H26をピークに減少している。特に、即戦力となるプロパー派遣職員が減少し、任期付職員に切り替えて派遣する自治体が増加している。

県・市町の震災対応職員充足状況(人)



■①任期付職員数 ■②派遣職員数 ■③正規職員等増員分 ■④不足人員数

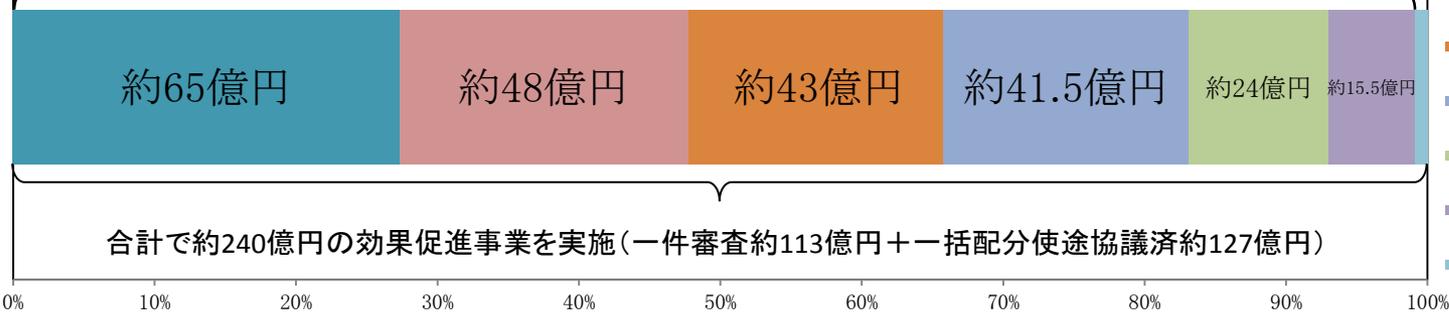
(例)石巻市の職員構成状況(人)



- 効果促進事業は基幹事業と一体で整備する必要がある事業で、復旧・復興になくてはならない事業
⇒ 復興が本格化する中で、地方負担が導入されれば復興の妨げになる。
- 効果促進事業，社会資本整備総合交付金事業（復興枠），農山漁村地域整備交付金事業，緊急雇用創出事業（事業復興型雇用創出助成金）など，内容的に復興の基幹的事業に分類すべき事業が含まれているものは，自治体負担の対象から外すべき。
- 被災規模が大きい地域ほど，復興事業が遅れている。
⇒ 被災規模が大きかったために，地方負担が生じることは不公平。
区分の適用はすべて画一的に行うのではなく，実情に即して現行の制度のままでの経過措置を設けるなど柔軟に運用すべき。
- 自治体の自立を促すために地方負担を求めるのであれば，自治体が事業主体のものに限るべき。国直轄事業に自治体負担を求めても地方の自立にはつながらない。



いずれも「基幹事業」と同等に基幹的な事業



- 防集・区画整理・災害公営に付随する上水道・がれき撤去など
- 復興事業に起因する移転企業用地整備など
- 災害復旧に該当しない施設の復旧、造成など
- 低平地(地盤沈下・排水不良対策)整備事業
- 住民合意形成に不可欠な防災施設
- マンパワー不足を補う各種業務委託
- その他(遺構、復興関連イベントなど)

合計で約240億円の効果促進事業を実施(一件審査約113億円＋一括配分使途協議済約127億円)

基幹事業(防集、復興住宅、区画整理)と一体で実施しなければ住環境整備ができない事業【約65億円】



黄金浜地区公営住宅。公営住宅事業と一体で隣接排水路などを整備。



新門脇地区被災市街地土地区画整理事業(整備中)。区画整理事業と一体でがれき処理、上水道整備などを実施。

復興事業に起因する移転企業用地整備など【約48億円】



須江地区産業団地(整備中)。旧北上川堤防整備(直轄事業)により移転を余儀なくされる企業の用地を整備。(いわゆる「企業の防集」事業)



新墓地(整備中)。震災復興まちづくりの一環として整備



災害復旧に該当しない施設の復旧など【約43億円】



市立桜坂高校。災害復旧と一体となった校舎再建



みなと荘・湊こども園。老壮幼のコミュニティ拠点

低平地(地盤沈下・排水不良対策)【約41.5億円】



今回の震災による地盤沈下により、防潮堤・漁港・県道の背後に排水不良が発生。少量の雨でも冠水し、他の浜との交通がたびたび寸断。漁業の作業場としても整備が不可欠。

← 小淵浜

住民合意形成に不可欠な防災施設【約24億円】



石巻消防署西分署。蛇田地区(新蛇田・新蛇田南・あけぼのの北)の新市街地の区画整理事業によるまちづくりと併せて整備。

マンパワー不足を補う各種業務委託【約15.5億円】



仮設住宅被災者自立生活支援。今後、格差拡大が懸念される被災者への見守りの強化。

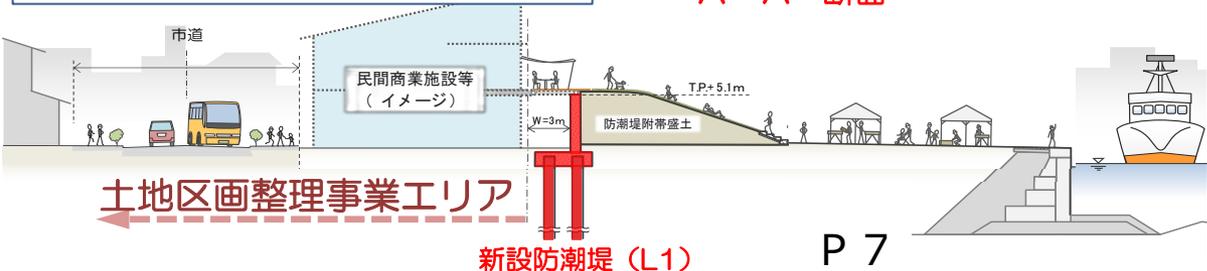
事例 2 : 社会資本整備総合交付金事業など復興公共事業

復興まちづくりの前提である新設防潮堤は、災害復旧事業と一体的な整備が必要

気仙沼市の復興まちづくり計画と防潮堤計画



魚町・南町地区の整備イメージ



管理区分	海岸別	予算名	全体事業費 (億円) (A)	平成28年度以降	
				実施予定額 (C)	実施率 (C/A)
県	建設海岸	社会資本整備総合交付金	85	38	44.7%
	港湾海岸	社会資本整備総合交付金	461	157	34.1%
		計	546	195	35.7%
	漁港海岸	農山漁村地域整備交付金	686	420	61.2%
		県事業 計	1,232	615	49.9%
市町	漁港海岸	農山漁村地域整備交付金	366	106	29.0%
		県+市町事業 計	1,598	721	45.1%

- **社総交(復興枠)で実施する道路事業は、津波避難路として被災地の安全・安心を支える等、復興まちづくりの骨格的事業**

〈石巻市の事例〉



○ **釜・大街道線、石巻工業港・運河線**

新市街地と既存市街地や主要幹線道路を結び、災害時の避難路等として機能する路線であり、復興交付金事業と一体的に整備。

事例3:緊急雇用創出事業

(事業復興型雇用創出助成金：グループ補助金関連)

事業用施設等の復旧整備と事業再開後の人材確保は、一体不可分であり、グループ補助金と同様に、復興特会で全額国費による事業継続を

グループ補助金による事業所再開及び雇用創出に係る現状と課題

①用地確保の遅れ

- ・これから引渡し予定の事業用団地が多数存在(17ヶ所, 約170ha)
 - ・仮設商業店舗 502区画中 447区画が移転未了
- ⇒事業所再建が遅れており、今後のグループ補助金活用が見込まれる

②人材確保の遅れ

- ・まちづくりの遅れ等による職場と住居の乖離状態の継続
 - ・食品製造業の雇用保険被保険者数(震災前比):石巻管内 ▲24%(1,246人減), 気仙沼管内▲39%(1,519人減)
 - ・グループ補助認定者の本助成金活用:H23認定者(95%事業完了)は約50%が活用しているが, H25認定者(35%事業完了)は約5%に留まる
- ⇒事業所再建の遅れなどにより、安定的な雇用創出が遅れている

③経営への悪影響

- ・建設労務単価の上昇(2~3割程度)により、従来の賃金では見劣り
 - ・事業所を再開するも、人手不足等により稼働率が低調
- ⇒雇用情勢の厳しい被災地では、魅力ある雇用環境の整備が人材確保の鍵

現在の経営課題【H26.10東北経済産業局:グループ補助金交付先アンケート調査】



【これまでの実績】

4,200事業所, 3.2万人
事業費: 340億円

【好事例】水産加工業

- ・本助成金の決定を受けたことで金融機関からの融資が円滑に進み、原材料の価格高騰に対応できた。
- ・震災後の人手不足が続く中で、本助成金の活用で労務賃金を高く設定し、雇用を確保できた。



復興型
活用事例

再建後
人手不足の様子



自治体負担を導入する場合は、最も財政基盤が弱い自治体を基準にするよう求めます

- 不本意ながら自治体負担を導入するならば、最も財政基盤が弱い自治体に合わせる形で、一律の負担割合を検討すべき。また、この場合は、原子力災害関係分を除き、被災3県を同じ条件とすべき。
- 一律の負担割合が難しいのであれば、最も財政基盤が弱い自治体での復興事業に支障が生じることのないよう十分な配慮が必要。
- 財政基盤が弱い自治体では、平成28年度以降の復興事業費が震災前の税収と比較して、約10倍もの規模となっている。わずかな負担でも、国による財政措置に大きく依存する構造の小規模自治体では、財政運営に重大な影響がでる。



別紙

「平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」に対する

市町村の主な意見

宮城県

本意見書は、平成27年5月20日（水）開催の「今後の復興事業のあり方等に関する知事と関係市町長との意見交換会」において、出席市町長から発言のあった意見を中心に取りまとめたもの。

1 総論

- 今後、復興が本格化する中で自治体負担を導入することは、復興の妨げになる。
- 自治体負担導入は受け入れ難く、集中復興期間の延長を求める。
- 被災の大きな地域ほど復興事業が遅れており、そのことにより、自治体負担が大きくなるのは理不尽である。
- そもそも、被害の大きさやマンパワー不足等により、復旧・復興のスタート時期が全く違う。その中で、一律に自治体負担を導入するのはおかしい。
- 地域振興や防災等の全国共通の課題には自治体負担を導入するとの論理について、現に被災した地域の復興と、被災地以外での今後の備えとしての事業とが同列に論じられるのは納得できない。
- 補助対象外の事業など既に自治体負担は生じており、さらなる自治体負担は受け入れ難い。
- 被災地は自助、共助による負担を強いられていることを論ぜず、公助としての自治体負担という財源的観点のみで復興のあり方を論ずるのは論外である。

2 マンパワー不足関連

- マンパワー不足は、復旧・復興事業全体に影響を及ぼす。
- 全国自治体等からの応援職員の派遣継続が厳しさを増しており、任期付職員（再任用職員を含む。）に関する経費について、全額国費負担の継続を求める。
- 効果促進事業で、マンパワー不足を補うための各種業務委託を行っており、自治体負担が導入されると事業を縮小・中止せざるを得ない。

3 事業区分の見直し関連

1 効果促進事業

- 効果促進事業は、復興の「根幹的」な事業であり、全額国費負担で行うべき事業である。
- 効果促進事業は、復興交付金の40基幹事業と一体であり、基幹事業に着手又は完成できない事業、あるいは基幹事業の効果が発現しない事業がある。
- 効果促進事業は、多岐にわたる事業を実施するため、単一の事業費が少額であっても、合計すると多額の事業費となる。
- 効果促進事業で、マンパワー不足を補うための各種業務委託を行っており、自治体負担が導入されると、事業を縮小・中止せざるを得ない。(再掲)
- 津波被害を受けた地域における避難施設整備は、集落の再生、現地再建の前提となる安全の確保に関わるものであり、復興と切り離せない事業であるから、「将来災害への備え」という全国共通の課題との認識のもとに区分すべきではない。
- 効果促進事業の主な事業例は、以下のとおり。
 - ・災害公営住宅に附帯する周辺環境の整備
 - ・基幹事業を実施するための調査・設計
 - ・インフラ整備に当たっての技術的支援業務（CM業務）
 - ・防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等に伴う上下水道や道路等の整備
 - ・地盤沈下した土地の雨水・排水対策
 - ・移転跡地の利用検討
 - ・コミュニティ形成の支援
 - ・コミュニティバス運行支援
 - ・産直施設建設
- 仮に、効果促進事業の完了時期により自治体負担額が左右されるのであれば、復興庁には、これまで以上に使途協議が円滑に進むよう、迅速で、自治体に寄り添った対応をお願いしたい。
- 効果促進事業については、自立のために負担が必要なのであれば、結果として負担が増えるとしても、例えば、3億円の事業枠を10億円にするなど、基幹事業には入っていないが地元には必要な事業に積極的に取り組めるように事業限度額を拡大し、柔軟な取組みができるように対応すべきである。

2 社会資本整備総合交付金事業等その他の事業

- 平成27年度までに着手し、平成28年度以降まで継続する事業について、全額国費負担の継続を求める。
- 住民の合意形成等を経て、平成28年度以降に本格着手する事業があり、全額国費負担の継続を求める。
- 災害復旧事業や被災市街地復興土地区画整理事業等が完了しないと実施できない事業があり、全額国費負担の継続を求める。

- 道路整備事業や社会資本整備総合交付金事業は、被災自治体が行う防災に資する道路整備のほか、国直轄事業の三陸沿岸道路整備や県事業の気仙沼大島架橋など、事業主体は違えども、復興まちづくりの前提となる事業であることから、引き続き復興枠として通常予算とは別枠とし、全額国費負担で行うべき事業である。
- 農山漁村地域整備交付金や水産流通基盤整備事業で建設される防潮堤や魚市場等は、水産業・水産加工業など産業・生業の再生の根幹に関わる施設であることから、引き続き復興枠として通常予算とは別枠とし、全額国費負担で行うべき事業である。
- 国や県の事業の遅れにより、事業着手できない又は遅れが出ており、配慮が必要。
- 国との協議・指導により、復興交付金から既存事業での実施に切り替えた事業があるが、その時点に立ち返っていただき、その経緯を踏まえて配慮されるべきである。
- 以上の各記載に該当する主な事業は、以下のとおり。
 - ・社会資本整備総合交付金（避難道路、JR 常磐線の踏切設置や取り付け道路等）
 - ・農山漁村地域整備交付金（防潮堤）
 - ・農村地域復興再生基盤総合事業（ほ場整備）
 - ・水産基盤整備事業（魚市場）
 - ・庁舎復旧事業
- 放射能対策関連事業は、県境ではなく、実質的な線量に基づき実施すべきである。

4 自治体負担を導入する場合の負担率関連

- 個別事業の扱いや自治体負担の割合が示されていないことから、早急に明らかにすること。
- 国と市町村が直接協議する機会を設けること。
- 国と市町村の直接協議により決定すること。
- 小規模で財政力の乏しい市町村には、例え数%の自治体負担でも影響が大きいいため、被災の程度や財政状況など市町村の状況を踏まえた制度設計とすべき。また、自治体負担をできるだけ軽減すること。
- 効果促進事業については、自立のために負担が必要なのであれば、結果として負担が増えるとしても、例えば、3億円の事業枠を10億円にするなど、基幹事業には入っていないが地元には必要な事業に積極的に取り組めるように事業限度額を拡大し、柔軟な取組みができるように対応すべきである。（再掲）

5 その他の財政上の課題

- 被災の大きな自治体においては、未だ多くの被災者が市外で避難生活を送っており、被災元自治体への帰還が完了していないことから、普通交付税算定の基礎となる人口については、平成22年度国勢調査人口を算定基礎とする特例措置が必要である。

宮城県内市町村の復興の基幹的事業に分類すべき主な事業

市町村名	事業区分	事業名	具体的事業名称又は内容	H28～H32 総事業費 (百万円)	
仙台市	効果促進事業	下水道事業	原町東部雨水幹線導水管整備事業	1,020	
		市街地復興効果促進事業	蒲生北部地区区画整理事業	7,880	
		市街地復興効果促進事業	津波避難施設整備事業	※H28繰越の可能性有	
		市街地復興効果促進事業	東部復興道路整備	420	
	復興枠事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	名取・仙台東地区水管理システム整備事業	390	
		農村地域復興再生基盤総合整備事業	ほ場整備関連農地集積促進事業	310	
石巻市	効果促進事業	津波復興拠点整備事業	にぎわい交流広場整備事業	40	
		都市防災推進事業(総合推進)	避難タワー整備事業	420	
		下水道事業	仮設排水ポンプ設置事業	850	
		防災集団移転促進事業	保育所に係る災害復旧対象外事業	10	
		漁業集落復興効果促進事業	水産関係用地内トイレ等設置事業	930	
		市街地復興効果促進事業	低平地支障物撤去及び水道路整備事業	9,400	
		市街地復興効果促進事業	区画整理事業調査設計等業務	1,130	
		市街地復興効果促進事業	区画整理事業地内上水道整備事業	790	
	復興枠事業	農山漁村地域整備交付金(復興分)	海岸保全施設整備事業	13,400	
		社会資本整備総合交付金(復興枠)	鎮守大橋整備事業	5,490	
		社会資本整備総合交付金(復興枠)	釜大街道線整備事業	4,060	
		社会資本整備総合交付金(復興枠)	石巻工業港運河線	370	
	塩竈市	効果促進事業	災害公営住宅整備事業等	北浜地区災害公営住宅駐車場整備事業	10
		復興枠事業	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(復興分)	仮設住宅における交通利便性の向上	170
気仙沼市	効果促進事業	都市再生区画整理事業(被災市街地)	魚町・南町地区避難路整備事業	540	
		都市再生区画整理事業(被災市街地)	南気仙沼地区土地区画整理事業地内排水施設整備事業	220	
		都市再生区画整理事業(被災市街地)	南町地区低地部内水排除対策整備事業	170	
		都市防災推進事業(総合推進)	追悼記念施設整備事業	1,000	
		都市防災推進事業(総合推進)	震災遺構保存整備事業	620	
		防災集団移転促進事業	大谷海岸防潮堤背後地整備事業	1,120	
		漁業集落復興効果促進事業	工事統括マネジメント事業	190	
		漁業集落復興効果促進事業	小鯖地区外1地区避難誘導施設整備事業	160	
		市街地復興効果促進事業	防災集団移転促進住宅再建手続支援事業	540	
		市街地復興効果促進事業	赤岩杉の沢地区上山川横断橋整備事業	290	
	市街地復興効果促進事業	防災集団移転促進工事統括マネジメント事業	250		
	復興枠事業	東日本大震災農業生産対策交付金(推進交付金)	松崎中瀬地区外2地区堆肥散布等	60	
		農山漁村地域整備交付金(復興分)	海岸保全施設整備事業(22漁港)	15,430	
		水産流通基盤整備事業費補助(復興分)	新漁港整備事業	4,220	
		社会資本整備総合交付金(復興枠)	市道朝日町赤岩港線外3路線整備事業	3,030	
		地域包容力構築・「絆」再生事業	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援	440	
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金(復興分)	地域公共交通網形成計画策定	180	
		国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金(復興分)	浸水区域の復興事業に関連した地籍調査	60	
名取市	効果促進事業	都市再生区画整理事業(被災市街地)	メモリアル公園整備事業	250	
		市街地復興効果促進事業	被災者のための市民墓地公園整備事業	1,420	
	市街地復興効果促進事業	被災市街地復興土地区画整理事業支援業務(設計等)	360		
復興枠事業	社会資本整備総合交付金(復興枠)	飯野坂杉ヶ袋線外1路線整備事業	2,260		
多賀城市	効果促進事業	下水道事業	内水排除困難地域側溝整備事業	620	
		下水道事業	仮設ポンプ設置事業	10	
		市街地復興効果促進事業	鶴ヶ谷雨水枝線整備事業	300	
		市街地復興効果促進事業	災害公営住宅内道路整備事業	300	
		市街地復興効果促進事業	多賀城八幡小学校屋内運動場改修事業	300	
		市街地復興効果促進事業	津波復興拠点供給施設排水施設整備事業	10	
		市街地復興効果促進事業	津波復興拠点連絡線整備事業	140	
		市街地復興効果促進事業	復興事業に伴う盛土材確保事業	50	
		市街地復興効果促進事業	復興まちづくりGIS基盤整備事業	50	
		市街地復興効果促進事業	自転車駐車場増築事業	20	
		市街地復興効果促進事業	八幡小学校プール改修事業	50	
		市街地復興効果促進事業	上水道災害用給水機材格納倉庫整備事業	20	
		市街地復興効果促進事業	産業振興会館整備事業	300	
		市街地復興効果促進事業	津波復興拠点荷捌き施設整備事業	300	
	市街地復興効果促進事業	災害対策拠点整備事業	20		
	市街地復興効果促進事業	防災情報整備事業	50		
	復興枠事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	大区画ほ場整備促進事業	4,590	
		農村地域復興再生基盤総合整備事業	宝堰用水路整備推進事業	570	
	東松島市	効果促進事業	社会資本整備総合交付金(復興枠)	笠神八幡線緊急避難路・物流路整備事業	2,500
			公立学校施設整備費国庫負担事業	鳴瀬未来中学校通学路整備事業	390
			公立学校施設整備費国庫負担事業	鳴瀬桜小学校校舎等整備事業	180
			道路事業(市街地相互接続)	石巻工業港線外2路線照明灯整備事業	430
災害公営住宅整備事業等			八反谷地95号線整備事業	100	
災害公営住宅整備事業等			東矢本北地区外1地区災害公営住宅駐車場整備事業	60	
津波復興拠点整備事業			小松赤井線外2路線整備事業	730	
都市再生区画整理事業(被災市街地)			矢本中央線外1路線整備事業	390	
都市再生区画整理事業(被災市街地)			大曲小学校通学路整備事業	260	
都市防災推進事業(総合推進)			防災備蓄用品購入事業	30	
下水道事業		雨水排水対策事業	10		
防災集団移転促進事業		矢本西小学校外1校通学路整備事業	470		
防災集団移転促進事業		牛網閣下線整備事業	120		
市街地復興効果促進事業		野蒜北部丘陵地区外1地区市街地復興土地区画整理事業整備事業	3,770		
市街地復興効果促進事業		市街地復興関連小規模施設整備事業	1,090		
復興枠事業		東日本大震災農業生産対策交付金(推進交付金)	東日本大震災農業生産対策交付金事業(国)	30	
		東日本大震災農業生産対策交付金(推進交付金)	宮城県農業生産復旧緊急対策事業補助金(県)	10	
		東日本大震災農業生産対策交付金(推進交付金)	農業生産対策事業費補助金(市)	10	
	農山漁村地域整備交付金(復興分)	海岸保全施設整備事業	90		
	社会資本整備総合交付金(復興枠)	大高森室浜線外2路線整備事業	1,960		

市町村名	事業区分	事業名	具体的事業名称又は内容	H28～H32 総事業費 (百万円)
亘理町	効果促進事業	防災集団移転促進事業	復興関連盛土材確保事業	370
		市街地復興効果促進事業	コミュニティバス運行事業	200
	復興枠事業	地域医療再生臨時特例交付金	保健福祉センター建設事業	200
		水産業共同利用施設復旧整備事業	水産物鮮度保持施設（製氷施設）整備事業	10
山元町	効果促進事業	水産業共同利用施設復旧整備事業	海水処理施設整備事業	10
		都市防災推進事業（総合推進）	中浜小学校震災遺構保存事業	200
		市街地復興効果促進事業	仮設住宅～新市街地間連絡コミュニティバス運行事業	330
		市街地復興効果促進事業	農水産物販売促進（交流拠点）施設整備事業	300
		市街地復興効果促進事業	津波浸水区域内緊急避難施設整備事業	160
	復興枠事業	市街地復興効果促進事業	市街地整備に係るCM等業務委託	140
		東日本大震災農業生産対策交付金（推進交付金）	東部地区ほ場整備事業に伴う農業資機材整備事業	310
		社会資本整備総合交付金（復興枠）	町道頭無西牛橋線道路改良事業	850
		社会資本整備総合交付金（復興枠）	町道新浜諏訪原線外3路線道路新設事業	430
		社会資本整備総合交付金（復興枠）	町道上平浜原千外4路線踏切・道路改良事業	110
松島町	効果促進事業	道路事業（市街地相互接続）	国道45号拡幅に伴う松島地区下水道施設移設事業	130
	復興枠事業	市街地復興効果促進事業	災害公営住宅への接続道路拡幅事業	240
七ヶ浜町	効果促進事業	社会資本整備総合交付金（復興枠）	根廻磯崎線道路築造事業	1,630
		道路事業（市街地相互接続）	東宮浜・要害地区雨水排水対策事業	10
		都市防災推進事業（総合推進）	町道鶴ヶ湊3号線避難路排水ポンプ設置事業	20
		市街地復興効果促進事業	被災市街地復興土地区画整理事業換地設計等業務	710
		市街地復興効果促進事業	避難誘導施設整備事業等	140
	市街地復興効果促進事業	盛土材確保対策事業	50	
復興枠事業	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（復興分）	町民バス運行委託	180	
女川町	効果促進事業	公立学校施設整備費国庫負担事業	学校用地購入事業	680
		公立学校施設整備費国庫負担事業	学校備品購入事業	300
		公立学校施設整備費国庫負担事業	放課後児童クラブ整備事業	30
		下水道事業	汚水終末管渠整備事業	30
		防災集団移転促進事業	発生土ストックヤード整備事業	230
		漁業集落復興効果促進事業	復興まちづくり整備事業用地取得支援事業	90
		漁業集落復興効果促進事業	小屋取地区コミュニティ施設整備事業	20
		市街地復興効果促進事業	復興まちづくり事業発注者支援事業	780
		市街地復興効果促進事業	災害復旧コーディネート事業	670
	市街地復興効果促進事業	消防水利施設整備事業	270	
復興枠事業	水産流通基盤整備事業費補助（復興分）	女川漁港荷捌場建設事業	2,060	
南三陸町	効果促進事業	災害公営住宅整備事業等	志津川東地区外2地区災害公営住宅駐車場整備事業	140
		防災集団移転促進事業	メモリアルゾーン整備事業	150
		防災集団移転促進事業	復興関連アーカイブ事業	20
		防災集団移転促進事業	防災集団移転促進事業住宅団地内防犯灯整備事業	10
		防災集団移転促進事業	コミュニティバス運行事業（町外分）	250
		市街地復興効果促進事業	志津川市街地復興コーディネート事業	1,090
		市街地復興効果促進事業	志津川地内外市街地復興・区画整理調査設計業務	640
		市街地復興効果促進事業	復興まちづくり総合コーディネート事業	330
	復興枠事業	農山漁村地域整備交付金（復興分）	石浜漁港外海岸防潮堤設置工事	2,550
		社会資本整備総合交付金（復興枠）	蒲の沢2号線外町道整備事業	1,740
		地域公共交通確保維持改善事業	災害臨時バス運行事業（町内分）	190

※各欄に記載している総事業費は概算であり、今後変動する可能性がある。